

第4回宮城県学校給食『伊達な献立』コンクール開催要領

1 趣 旨

学校給食における地場産物を活用した食に関する指導の充実及び食事内容の更なる向上と多様化を図り，併せて地産地消の推進により震災からの復興の一助ともなるよう，栄養教諭・学校栄養職員及び調理従事員による献立コンクールを開催し，関係者の研鑽と意欲の高揚に資する。

2 主 催

宮城県教育委員会，公益財団法人宮城県学校給食会

3 共 催

宮城県連合小・中学校教育研究会学校給食研究部会，宮城県学校栄養士協議会
宮城県夜間高等学校給食研究会

4 参加資格

原則として宮城県内の国・公立学校給食実施諸学校（夜間定時制高校・寄宿舎等を有する学校も含む），学校給食共同調理場，市町村教育委員会の栄養教諭または学校栄養職員1名と調理員2名で編成された同一施設のチーム（以下「チーム」という。）とする。

5 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は書類審査とし，別に定める審査会において審査のうえ，7点を第2次審査出場献立として選定する。

(2) 第2次審査（実技審査）

第2次審査は調理実技とし，別に定める審査会において受賞献立を決定する。

6 審査日及び場所

(1) 第1次審査会

日時：平成28年10月21日（金）

場所：公益財団法人宮城県学校給食会 会議室

審査方法：書類審査

(2) 第2次審査会

日時：平成28年12月26日（月）

場所：公益財団法人宮城県学校給食会 調理室，会議室

審査方法：調理実技審査

7 費用の負担

第2次審査会出場チームに対して，次の費用を公益財団法人宮城県学校給食会で負担する。（調理時間（後片付け含む）：100分，調理分量：8名分）

(1) 参加者交通費

- (2) 材料費については、1チーム6,000円
 - (3) 献立に使用される精米、牛乳、調味料（砂糖、醤油、塩、酢、味噌、米しらしめ油）
- ※以下のものについては、出場チームが持参する。
- * (3) 以外の材料および調味料。
 - * 使用する給食用食器8名分

8 応募方法

平成28年9月30日（金）までに別紙応募様式1，2により公益財団法人宮城県学校給食会理事長あて、電子メールにて応募する。

応募用紙は、公益財団法人宮城県学校給食会のホームページよりダウンロードし、活用すること。

〈提出先メールアドレス〉 miyagi@m-kengakukyu.or.jp

* 応募に際しては、件名に『伊達な献立コンクール応募作品』と記入のこと。

9 応募献立

応募献立は、宮城県産の地場産物を取り入れた献立とし、学校における食育のための生きた教材として活用できる献立とする。

なお、共同調理場及び単独調理校それぞれの特性を生かしたものとする。

10 献立作成上の留意事項

- (1) 献立の形態は、主食（米飯に限る。）とおかず及び牛乳とする。
※補食給食の場合は、目安の主食を含んだ献立で応募すること。
- (2) 献立は、応募までに学校給食として提供したことがあるもの（過年度提供も可）。
- (3) 文部科学省学校給食摂取基準（学校給食法第8条）に準じていること。
（小学校においては8～9才児の基準量とする。ただし、対象が特定される場合は応募献立表に学年を明記する。）
- (4) 食品名は、原則として日本食品標準成分表2010の名称及び文字使いで記入する。
- (5) 栄養価の計算は、原則として日本食品標準成分表2010による。
- (6) 1食に要する経費は学校給食費のなかで実施可能な範囲とする（小学校300円以内、中学校・高等学校および寄宿舎350円以内）。
- (7) 食育の生きた教材として活用されていること。なお、共同調理場及び単独調理校それぞれの特性を生かしたものとする。
- (8) 調理過程・衛生管理は学校給食衛生管理（学校給食法第9条）基準に従うこと。
- (9) 応募に際しては、写真および応募献立における食に関する指導内容の資料の添付を必須とする。

11 今年度の変更点

- (1) 二次審査の際、審査員室に各チーム縦110cm、横90cmのスペースを食に関する指導の展示スペースとして準備する。

(2) 二次審査の前に、3分程度のアピールタイムを設ける。

12 表 彰

(1) 入賞献立のチームに対して下記の賞及び副賞を授与する。

◎宮城県知事賞

○宮城県教育委員会教育長賞

○公益財団法人 宮城県学校給食会理事長賞

●宮城県PTA連合会長賞

●宮城県連合小・中学校教育研究会学校給食研究部会長賞

●全国農業協同組合連合会宮城県本部長賞

●宮城県漁業協同組合長賞

(審査基準) コンクール開催の趣旨に照らし、施設の特性を生かした地場産物活用状況や食事内容の向上・多様化についての工夫点を考慮して各賞を決定する。(別紙3参照)